



事 務 連 絡  
令和 2 年 9 月 2 5 日

関 係 者 各 位

神奈川労働局労働基準部賃金室長

神奈川県最低賃金の改定に伴うポスター等の送付について（協力依頼）

日頃から労働行政の円滑な推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県最低賃金（地域別最低賃金）につきましては、令和 2 年 1 0 月 1 日から 1 円引上げの「時間額 1, 0 1 2 円」に改定されます。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件改善に重要な役割を果たしており、改定される最低賃金を広く周知することが不可欠であります。

つきましては、改定された最低賃金のポスター等を送付いたしますので、周知、広報につき御協力のほどよろしくお願いいたします。

担当

神奈川労働局労働基準部賃金室

〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57

電話 045-211-7354